

第百二十二回 参議院商工委員会會議録第一号

平成三年十一月二十六日(火曜日) 午後零時三十一分開会

委員氏名

- 委員長 岩本 政光君
理事 前田 勲男君
理事 松尾 官平君
理事 福間 知之君
理事 井上 計君
理事 秋山 肇君
理事 井上 裕君
理事 合馬 敬君
理事 倉田 寛之君
理事 斎藤 文夫君
理事 山口 光一君
理事 穂山 篤君
理事 梶原 敬義君
理事 角田 義一君
理事 吉田 達男君
理事 広中和歌子君
理事 三木 忠雄君
理事 市川 正一君
理事 古川太三郎君

出席者は左のとおり。

- 委員長 岩本 政光君
理事 中曾根弘文君
理事 松尾 官平君
理事 福間 知之君
理事 井上 計君
委員 秋山 肇君
委員 合馬 敬君
委員 倉田 寛之君
委員 斎藤 文夫君
委員 前田 勲男君
委員 山口 光一君
委員 穂山 篤君
委員 梶原 敬義君
委員 吉田 達男君
委員 広中和歌子君
委員 三木 忠雄君
委員 市川 正一君
委員 山田耕三郎君
委員 渡部 恒三君
委員 野田 毅君

國務大臣

- 通商産業大臣 渡部 恒三君
(経済企画庁長官) 野田 毅君

政府委員

- 経済企画政務次官 田中 秀征君
官房長 藤井 威君
通商産業政務次官 古賀 正浩君
通商産業政務次官 斎掛 哲男君
通商産業大臣官房長 内藤 正久君

事務局側

- 通商産業大臣官房総務審議官 渡辺 修君
通商産業大臣官房審議官 中田 哲雄君
通商産業省立地公官局長 鈴木 英夫君
常任委員会専門員 小野 博行君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
○国政調査に関する件
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員長(岩本政光君) 去る十三日、井上裕君が、また昨二十五日、古川太三郎君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として中曾根弘文君及び山田耕三郎君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中曾根弘文君を指名いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、産業貿易及び経済計画等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) この際、通商産業大臣、経済企画庁長官、通商産業政務次官、経済企画政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。

渡部通商産業大臣
○國務大臣(渡部恒三君) このたび通商産業大臣を拝命いたしました渡部恒三であります。

今回、国会冒頭にもかかわらず、大韓民国で開催された第三回アジア太平洋経済協力閣僚會議に出席させていただき大変ありがたうございました。

本會議は、中国、香港及び台湾の三者が正式に参加したほか、アジア太平洋経済協力に関する宣言採択等があり、大変意義のある會議でありました。

世界情勢を見ますと、東西冷戦構造の終結に伴い、新たな世界経済秩序の形成が模索されており、戦後形成された政治経済秩序のもとで著しい発展を遂げてきた我が国としては、今こそ世界経済の秩序ある発展に積極的かつ主体的な役割を果たさなければなりません。

で公定歩合の引き下げが行われましたが、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るためには、引き続き適切かつ機動的な経済運営を行っていく必要があります。

通商産業行政は、通商、産業、エネルギー、地域経済、技術、そして中小企業など、幅広い分野にわたっており、このような情勢の折、いずれも我が国の将来にとってゆがせにできないものばかりで、責任の重大さを痛感いたしております。

私といたしましては、全力を挙げて任務の遂行にあたる所存であります。今後とも、委員各位の御意見を十分拝聴いたしまして、通商産業行政の推進に努めてまいりますので、何とぞ御指導、御協力のほどをお願いいたします。

所信の一端を申し述べ、私のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○委員長(岩本政光君) 野田経済企画庁長官。

○國務大臣(野田毅君) このたび経済企画庁長官を拝命いたしました野田毅でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

世界経済の現状を見ますと、景気後退にあって一部の国で回復過程に入るなど全体として減速から脱しつつあります。また、主要国間の対外不均衡には総じて改善が見られますが、発展途上国の累積債務問題など解決すべき課題も残されております。

我が国経済の現状を見ますと、現在拡大テンポが緩やかに減速しつつあります。これは、我が国経済がインフレなき持続可能な成長経路に移行する過程にあることを示しております。今後については、雇用量の堅調な伸び、最近の市場金利の低下、公共投資の増大に支えられ、個人消費は着実に増加し、設備投資も総じて底がたく推移すると見込まれます。しかしながら、景気の減速が企業家や消費者の心理に及ぼす影響については十分注意していく必要があり、きめ細かい対応が必要と考えております。

先般、日本銀行は、こうした点を踏まえ、公定歩合を〇・五％引き下げたところであります。

政府としては、内需を中心としたインフレなき景気の拡大をできる限り持続させていくことが重要と考えております。このため、今後とも、主要国との政策協調にも配慮しつつ、物価の安定を基礎とし、適切かつ機動的な経済運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、対外経済面につきましては、引き続き保護貿易主義の抑止と自由貿易体制の維持強化に向け率先して努力するとともに、世界経済活性化に對し積極的な貢献を行っていく考えであります。国民生活の面につきましては、地価の適正化、内外価格差の縮小、労働時間の短縮等国民生活に關連する分野を重視し、消費者の視点に立った経済構造調整を積極的に進めていくとともに、消費者の保護、支援に積極的に取り組んでいく所存であります。

また、二十一世紀に備えた基礎固めとして、公共投資基本計画による着実な社会資本整備の充実、人口の急速な高齢化、環境・資源エネルギー制約への対応等の中長期的課題にも的確に対処していく所存であります。

今日の世界情勢には予断を許さないものがありますが、私は、経済運営に誤りなきを期し、国際社会の持続的な発展のために価値ある貢献を行うとともに、活力と潤いに満ちた生活大国の形成を目指して最大限の努力を行ってまいれる所存であります。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。申し上げる次第であります。

○委員長(岩本政光君) 経済企画庁長官は退席していただきます。(拍手)

古賀通商産業政務次官。

○政府委員(古賀正浩君) このたび通商産業政務次官を拝命いたしました古賀正浩でございます。渡部大臣のもと、香掛政務次官と力を合わせ、通産行政の推進に微力を尽くしてまいります。委員長を始め委員の皆様方、よろしく御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

よろしくお願いたします。(拍手)

○委員長(岩本政光君) 香掛通商産業政務次官。このたび通商産業政務次官を拝命いたしました参議院議員の香掛哲男であります。

微力ではありますが、古賀政務次官ともども渡部大臣を補佐し、通商産業行政の進展のために全力を挙げて邁進する決意でございますので、委員長初め委員各位の御指導、御支援を心からお願いいたします。

よろしくお願いたします。(拍手)

○委員長(岩本政光君) 田中経済企画政務次官。

○政府委員(田中秀征君) 経済企画政務次官に就任いたしました田中秀征でございます。

野田長官を補佐いたしまして精いっぱい努めてまいれる所存でございます。本委員会の先生方からの御指導、御支援を賜りますようにお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(岩本政光君) 次に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡部通商産業大臣。

○國務大臣(渡部恒三君) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に高圧ガスの保安に関する基本的な法律として制定され、その後、高圧ガスの大量消費の増加、高圧ガス製造事業所の大規模化、複雑化等に對処するため数次にわたる改正が加えられてきております。しかしながら、近年、高圧ガス保安行政を取り巻く諸情勢が大きく変化してきており、特に先般の大阪大学における爆発事故にも見られるとおり、圧縮モノシラン等の特に危険な性質を有する高圧ガスの消費が拡大していること等を踏まえ、高圧ガスの消費についての保安対策を強化することが急務となっております。また、近年下りまりの傾向にある高圧ガス関

連事業所における事故の発生をより確実に防止していくため、事業者自身が行う保安活動の徹底を図っていくことが必要となっております。

さらに、高圧ガスの保安に関する技術の向上等に対応し、規制の合理化を行う必要がございます。以上のような要請に對応するため、今般本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、圧縮モノシラン等の特殊高圧ガスを、その特に危険な性質にかんがみ、特定高圧ガスの種類に追加することとし、これにより、特殊高圧ガスの消費について届け出をさせるとともに、特定高圧ガス取扱主任者の配置義務、従業者への保安教育の実施義務等を課することとしております。

また、液化石油ガス以外にも一般消費者が高圧ガスを消費する機会が増大していること及び高圧ガス消費事業所における事故が毎年多数発生していることにかんがみ、販売業者等による販売先の消費者に災害の発生防止上必要な事項を周知させる義務を課することとしております。第二に、事業者自身が行う保安活動の徹底を図るため、事業者がみずから定めた危害予防規程を遵守していない場合、あるいは従業者に対する保安教育を怠っている場合に、都道府県知事が危害予防規程の遵守を命令または勧告し、あるいは保安教育の実施、改善を勧告することができることとしております。

また、高圧ガス取締法に基づき設立されている高圧ガス保安協会の業務について、技術的な事項に限定せず、広く高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集、提供を行うこととしております。第三に、高圧ガスの輸入について、現行の輸入前の許可、輸入後の検査という二重の厳しい規制を課しておかなくても保安は確保されることから、許可制を廃止し届け出制とするともに、一

定の場合には、届け出、検査とも不要とすることとしております。

第四に、高圧ガスの保安に係る技術の向上により現行の規制を課することが過重かつ不要となつてゐる一定の設備について、通商産業大臣等が行う認定を受けた場合に、許可等の規制から届け出等の規制に変更をすることとしております。

第五に、高圧ガスを充てんするための容器について、容器証明書を廃止し、保安上必要な事項を容器に直接表示する制度を一律的に適用することとしております。

このほか、高圧ガス製造事業所について都道府県知事が行う保安検査について、高圧ガス保安協会に加えて民間検査機関も行えることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

○委員(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

○委員長(岩本政光君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、本委員会が先般行いました委員派遣について、派遣委員の報告を聴取いたします。松尾官平君。

○松尾官平君 青森県及び北海道における産業活動等の実情に関する調査のため、去る十月十六日から十八日までの三日間にわたつて行われた委員派遣について御報告申し上げます。

派遣委員は、岩本委員長、前田理事、福岡理事、井上理事、三木委員、市川委員、古川委員と私、松尾の八名で、十月十六日に東北通商産業局より概況説明を聴取した後、青森市の津軽塗製造のむらた工芸を視察し、次いで青森県観光物産館アス

パムにおいて青森県より概況説明を聴取した後、青森県商工団体と懇談を行いました。翌十七日には、むつ小川原開発地域のむつ小川原石油備蓄、日本原燃産産をそれぞれ視察いたしました。次いで、青函トンネルを通過して北海道に入り、北海道通商産業局、北海道及び函館市よりそれぞれ概況説明を聴取した後、函館市の五稜郭商店街を視察いたしました。さらに十八日には、テクノポリス函館の北海道立工業技術センター、日本化学飼料をそれぞれ視察した後、函館商工会議所と懇談を行いました。最後に函館エヌ・デー・ケーを視察いたしました。

以下、ただいま申し上げました日程の順序に従つて、視察先の概要について申し上げます。

まず、東北通商産業局管内の概況について、東北地方の全国に占める割合は、面積こそ全国の約一八%を占めるものの、人口は七・九%、製造品出荷額は四・九%にすぎず、また第一次産業の割合が全国九・三%に対し二〇・三%と高くなつてゐる。

工場立地動向は、高水準で推移しており、平成二年の立地件数は六百二十八件、全国比一六・六%で、中でも技術先端型業種の全国シェアは、昭和六十二年以降全国で最高であり、平成二年には八十四件、全国比二九・二%となつてゐる。

また、東北通商産業局の当面の重点施策のうち、北海道、東北地方における第二国土軸形成への意欲が強まっている中、地域活性化施策としては、テクノポリス構想の推進、新東北地域産業ビジョンの推進、東北インテリジェント・コスモス構想に対する支援、中小企業施策としては、中小商業の活性化、中小企業大学校仙台校の運営支援等総合的な施策の推進、資源・エネルギー開発の推進策としては、核燃料サイクル施設の立地推進、電源立地の推進、国家石油備蓄基地建設の推進、地下資源開発の促進、また流通施策としては、大規模小売店舗法の運用適正化、同改正法の円滑な実施を推進するとともに、特定商業集積の整備等各種施策を積極的に進めているとの説明があり

ました。

むらた工芸は、十七世紀に津軽藩が振興した古い歴史を持ち、国から伝統的工芸品の指定を受けている津軽塗の製品製造・販売と民芸品、陶磁器の販売を行つており、原料の漆の九五%以上が中国産であり、津軽塗の工程は非常に時間と手間がかかるため生産化が難しく、大都市圏への販路の拡大等が今後の課題であるとのことでありました。

次に、青森県から、九月二十八日の台風第十九号の被害について、人的被害があつたのを初め被害総額が十月九日現在で一千八百九億円に上つてゐるとの説明があり、局地激甚災害地域の早期指定等被災中小企業者に対する緊急対策についての要望がありました。

同県の経済概況については、昭和六十年に農業にかわり卸売・小売業が初めて産業別就業人口のトップとなり、このような状況の中で、小規模零細商店が多く、商店数及び年間商品販売額が減少傾向にあることを踏まえ、青森県商業振興指針を策定中であるほか、単独の大型店進出対策資金の制度融資を創設するなどの対策を講じてゐる。

また、県としては、むつ小川原開発計画、青森地域テクノポリス開発計画、八戸地域集積促進計画を初めとする多くのプロジェクトを推進中である。その中で、むつ小川原開発については、現在多角的な企業立地を促進するため基盤整備を推進してゐるとの説明がありました。

青森県の商工団体との懇談におきまして要望事項が寄せられました。その骨子を申し上げます。青森県商工会議所連合会から、中小小売商業に対する振興対策の推進、青森県中小企業団体中央会から、中小企業対策予算の大幅増額、商工中金の拡充、青森県商工会連合会から、商工会の指導環境の整備拡充、青森県経営者協会から、労働力確保についてであります。

次に、むつ小川原石油備蓄は、国家石油備蓄事業の第一号会社として、昭和五十四年に設立されて以来基地の建設を進め、現在五十一基のタンクで石油公団から寄託を受けた約四百三十五万キロ

リットルの石油を保管しており、タンクを二重構造の浮き屋根にして積雪対策をしてゐるほか、安全防災体制の整備には万全を期してゐるとの説明がありました。

日本原燃産産は、むつ小川原工業基地に建設中の原子燃料サイクル三施設のうち、操業開始予定を来年に控えている低レベル放射性廃棄物貯蔵センターとウラン濃縮施設の事業主体であります。低レベル放射性廃棄物貯蔵センターは、低レベル放射性廃棄物をセメント固化などの処理を行った後、鉄筋コンクリート性ピットに埋設しようとするもので、現在施設の建設中で、またウラン濃縮施設は、原子力発電所の燃料とするために、遠心分離法により天然ウランに〇・七%含まれるウラン235を約三%にまで濃縮しようとするものであり、現在ならし運転を行つております。IAEAの査察を受けるほか、安全対策には万全を期するとの説明がありました。

次に、北海道通産局管内の概況であります。北海道の全国に占める割合は、面積こそ全国の約二二%であるものの、人口は四・六%、生産額は四・一%にすぎず、また第一次産業及び第三次産業の割合が高く、第二次産業、中でも加工組み立て型工業に代表される製造業の比率が極めて低い。また、道内における札幌一極集中の傾向がある。

管内経済動向については、一部に景気減速の側面はあるが、活発な企業進出等に下支えられ、経済活動は引き続き穏やかに拡大してゐる。

主要プロジェクトとしては、エアロポリス構想の推進、素材材タウン構想の推進、テクノポリス及び頭脳立地構想の推進等を行い、第二次産業の振興等を図つてゐる。

中小商業対策としては、七つの特定地域の振興対策の推進、コミュニティマーケット構想の推進、大店法の審査基準の見直し等を行つてゐる。

エネルギー関係では、第八次石炭政策の期間中に四度鉱が閉山し、また本年六月の石炭鉱業審議会の答申で九〇年代が構造調整の最終段階と位置

づけられたことから、人口では全道の一五・六%を占める産炭地域対策に万全を期することとあります。

次に、北海道当局から、経済活性化のかぎである工業については、工場立地件数が平成元年から今年上半期まで都道府県別で一位となっており、道としては地場工業の育成の推進のほか、函館、道央函館テクノポリスと室蘭地域との連携を図るなど産業拠点の形成、企業誘致に努めている。商業については、小売商業振興指針を策定し、商店街コミュニティ施設整備事業を推進している。貿易・経済交流については、ロシア共和国を初めとする海外自治体との交流を推進している。経済活性化のもう一つの柱である観光についても、北海道観光宣言の趣旨を踏まえた取り組みを推進しているとの説明がありました。

また、函館市当局から市の概況について、同市は、人口では札幌市、旭川市に次ぐ北海道第三の都市であり、隣接する三町とともに、昭和五十九年に地域指定を受けたテクノポリス函館の推進と夜景を初めとする豊富な観光資源を生かした国際観光都市函館の振興に努めているとの説明がありました。

五稜郭商店街は、函館市の三大商店街の一つであり、昭和六十年にコミュニティマーケット構想のモデル事業の指定を受け、第一種大型店を含む百六十四店舗から成る五稜郭商店街振興組合が中心となつて商店街の近代化に取り組んでおり、その中で、街路整備事業がことしで終了する予定で、近年の地価高騰等に対応するため「マート構想の見直しを検討中である」とのことです。なお、組合関係者から超大型店の出店に際しては、商調協で隣接地域の意見をもち取り上げるようにしてほしいとの要望がありました。

次に、北海道立工業技術センターは、北海道が建設し、財団法人テクノポリス函館技術振興協会が運営するというテクノポリスでは全国で唯一のいわゆる公設民営方式をとっており、地域企業のニーズに根差した研究開発等によって既に多くの

実績を上げ、テクノポリス函館の中核的推進母体としての役割を果たすと同時に、他地域への技術ノウハウ等の波及にも努めているとのこととあります。

次に、日本化学肥料は、イカの内臓の処理を目的とした会社を前身として昭和三十年に設立されて以降、水産資源の有効利用等を推進してきた会社であり、イワシ、イカ等を原料として飼料、油脂を製造しているほか、フラインケミカル、バイオケミカルの分野にも進出し、その製品は函館港から直接輸出され、函館有数の企業となつております。今後は、より一層未利用資源の有効利用を推進するとともに、公害防止にも貢献していきたいとのこととあります。

次に、函館商工会議所との懇談におきまして要望事項が寄せられました。その骨子を申し上げますと、特定地域振興対策の推進、大型店等の対策、青函インタープロック交流圏構想の推進、観光振興対策の推進、北海道新幹線の早期着工、北海道縦貫自動車道等の建設促進についてであります。

函館エヌ・デー・ケーは、テクノポリス函館の新規先端技術企業の受け皿である函館臨空工業団地最初の工場として平成元年に設立され、移動体通信等の製品向けに今後一層の需要増大が予測される高精度水晶製品を生産しており、従業員六百二人、本年の出荷目標額八十六億円にまで急成長しております。今後は、函館立地による有利な諸条件を生かし、研究開発も行う森の中の工場として一層地域社会に貢献していきたいとのこととあります。

視察先の概要は以上ですが、今回の現地調査を通じての派遣委員の全体的な印象として、地域経済の活性化、ひいては東京圏一極集中の是正と国土の均衡ある発展のために北海道、東北両地域のさらなる発展が求められている中で、工場立地も順調に推移しており、両地域の一層の努力が期待される。また今回、青函トンネルで結ばれた青森、函館を続けて視察したこと、この地域

における青函新時代の幕あけを実感したとの感想が述べられたことを紹介しておきます。

今回の現地調査に際し御協力をいただきました通商産業省東北通商産業局及び北海道通商産業局、青森県、北海道及び函館市並びに企業等の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。報告を終ります。

○委員長(岩本政光君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後一時二分散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業政策の充実に関する請願(第一三三号)

第一三三号 平成三年十一月六日受理 中小企業政策の充実に関する請願 請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 平川和人

紹介議員 守住 有信君

我が国の経済活動を根底から支えているのは中小企業であり、その政策の良否こそが、二十一世紀の日本が世界経済の中でいかに貢献しているかどうかを問われる重要な政治課題である。また、中小企業の活性化によってこそ、真にゆとりと豊かさのある国民生活が実現できることは言うまでもないことである。一方、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、その先行きが懸念されているが、国の中小企業対策予算は、その重要性に比してまだまだ十分であるとは言えない。大規模小売店舗法の改正を始めとして、人手不足に伴う人材確保等が企業経営を内部から崩壊させかねない状況となっているが、こうした経営環境の変化の中で、中小企業が力強い地域経済の担い手として経営を安定させていくためには、ハード、ソフト両面に及ぶ経営基盤の強化が緊急課題となっている。ついては、中小企業の活性化

をより促進するために、中小企業対策予算の大幅増額を始め、諸政策の充実、拡大に努力するとともに、次の措置を採らねばならない。

一、中小企業の体質強化のために、税制上の特別措置の更なる充実と資金体制の整備を図ること。
二、厚生年金の支給開始年齢の引上げについては、六十五歳までの継続雇用制度の普及等、雇用関係の改善状況を見ながら慎重に対処すること。
三、労災保険特別加入制度について、年度途中の加入及び脱退の場合においては、保険料の月割り計算方式を導入すること。
四、労働力確保のために、労働時間短縮等の労働条件の改善や職場環境整備の促進に努めること。

五、戦略的経営を可能とするために、情報収集力、技術開発力、人材育成システムの強化に対する支援策の充実を図ること。
六、商店街の活性化対策として、商業施設と公共施設との一体的整備を促進するために、資金対策を始めとする関係施策の充実を図ること。

十一月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中、第三節 冷凍機器及び原料ガス(第五十七條―第五十八條の二)を「第三節 指定設備(第五十六條の七―第五十六條の九)及び原料ガス(第五十七條―第五十八條の二)」に、「指定試験機関、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定試験機関等」に、「第

二節 指定容器検査機関(第五十八條の十八)第三節 指定特定設備検査機関(第五十九條)

五十八條の三十)を「第二節 指定保安検査機関 第三節 指定容器検査機関 第四節 指定特定設備検査機関 第五節 指定設備認定機関」に改め

(第五十八條の十八)第五十八條の三十) (第五十九條)に改め

第五條第一項中「左の一」を「次の」に改め、同項第一号中「である設備」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加え、同項第二号中「以上のもの」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加える。

第八條第一号中「第二十條の二」を「から第二十條の三まで」に、「第八十條第三号及び第四号」を「第八十條第二号及び第三号」に改める。第十四條の三を第十四條の四とし、第十四條の二を第十四條の三とし、第十四條の次に次の一条を加える。

(周知させる義務等) 第十四條の二 販売業者又は第六條第一号の規定により販売する者(以下この条において「販売業者等」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四條の三の特定高圧ガス消費者その他通商産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

第九部 商工委員会議録第一号 平成三年十一月二十六日【参議院】

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十条中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。 第二十条の三 第五條第一項又は第十四條第一項の許可を受けた者は、第五十六條の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六條の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができ、第二十条の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二條第一項を次のように改める。 高圧ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に關する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合 二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合 三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項の許可を受けて」を「前項の届出をして」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 前項の検査においては、当該高圧ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

4 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四條の二第一項中「次の」を「圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は次の」に、「と」を「と」と総称するに、「であつて」を「次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを消費する者にあつては」に、「であるもの」を「である者」に、「もの(以下「特定高圧ガス消費者」と総称する)を「者に限る。以下同じ」に改め、「及び消費する特定高圧ガスの種類」を削り、「までに」の下に、「消費する特定高圧ガスの種類」を「含む。以下」の下に「この項において」を加える。

第二十四條の三第一項中「特定高圧ガス消費者は、消費」を「特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)は、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ)」に改める。

第二十四條の四第一項中「又は消費」の下に「を」を「特定高圧ガスの種類若しくは消費」を加える。

第二十六條に次の一項を加える。 6 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業員が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業員に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十七條第四項中「特定高圧ガス消費者」の下に「(次項において「第二種製造者等」という。)」を加え、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業員に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないとき、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業員に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

第三十五條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)」を加え、同条第三項中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十五條の二中「第一種製造者」の下に「、第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十八條第一項第一号中「第十四條の二第二項」を「第十四條の三第三項」に改め、「第二十六條第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第二号中「第十四條の三第一項、第十九條第一項又は第二十二條第一項」を「第十四條の四第一項又は第十九條第一項」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十五條を削る。

第四十五條の二の見出しを「(刻印等)」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を「刻印をする」とが困難なものであるとして「種類の高圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てんする容器であつて、その内容積が百二十リットル未満」を「容器以外」に改め、「速やかに」の下に「、通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削り、同条第二項中「前項又は」を「前二項又は」に、「前項の刻印又はこれ」を「第一項の刻印若しくは前項の標章の掲示(以下「刻印等」という。)」又は

これらに、「刻印を」を「刻印等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

第四十五条の二を第四十五条とする。

第四十六条第一項中「第四十五条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたとき、又は前条第一項の規定により」を削り、「刻印を」を「刻印等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 容器（高圧ガスを充てんしたものに限り、通商産業省令で定めるものを除く。）の輸入をした者は、容器が第二十二条第二項の検査に合格したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならぬ。その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十七条の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定容器を」を「容器（前条第二項の通商産業省令で定めるもの及びくず化し、その他容器として使用することができないように処分したものを除く。）を」に、「特定容器に」を「容器に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第一項第一号中「その所有者が容器証明書の交付を受けており、又は第四十五条の二第一項の刻印を」を「刻印等」に改め、同項第五号中「特定容器以外の容器（以下「一般容器」という。）にあつては容器証明書にその旨の記載がされてあり、特定容器にあつては次条第四項の刻印を」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示」に改め、同条第二項中「その容器が一般

容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器である場合には第二号及び第三号」を「次の各号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十五条の二第一項の」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、「前号の」を削り、同項を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四十九条第三項中「ときは」を「場合において」に、「第四十五条の二第一項に規定する容器である場合を除き」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは」に、「表示をし、かつ、容器証明書に、裏書」を「刻印」に改め、同条第四項中「第四十五条の二第一項に規定する」を「第四十五条第一項の通商産業省令で定める」に改め、「速やかに」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による刻印を」を「標章を掲示」に改め、同条第五項中「前二項の表示若しくは刻印」を「第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示」に、「表示若しくは刻印を」を「刻印若しくは標章の掲示を」に改める。

第四十九条の三第一項及び第四十九条の四第三項中「速やかに」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削る。

第五十四条第一項中「次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める措置」を「刻印等」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に定める措置」を「刻印等」に改め、「その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは」を削り、「第四十五条の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同条第三項中「により当該容器について第一項各号に定める措置」を「による刻印等」に改める。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条第三項及び第四項中「三箇月以内に第五十四条第一項各号に定める措置」を「三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等」に改める。

第五十六条の四第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備ととも譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が通商産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

第五十六条の六を次のように改める。
(特定設備検査合格証の返納)
第五十六条の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なくその特定設備検査合格証を通商産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

- 一 特定設備を失つたとき。
- 二 特定設備を輸出したとき。
- 三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。
- 四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

第四節 第三節 指定設備
(指定設備の認定)
第五十六条の七 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（以下「指定設備」という。）の製造をする者、指定設

備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定設備について、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定設備認定機関」という。）が行う認定を受けることができる。

2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

(指定設備認定証)
第五十六条の八 通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

2 指定設備認定証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第五十六条の四第二項及び第三項の規定は、指定設備認定証について準用する。この場合において、同項中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替へるものとする。

(準用)
第五十六条の九 第五十六条の五の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十六条の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替へるものとする。

第二節 指定保安検査機関

第五十八條の十八中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に、「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査（以下「容器検査等」という。）を「保安検査」に改める。

第五十八條の十九中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改める。

第五十八條の二十中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改め、同条各号中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十一の見出し中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十三第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第三項中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十四中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八條の二十五第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改め、同条第二項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八條の二十六及び第五十八條の二十七中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

「第四十五條の二第二項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）を「第三十五條第三項」に改め、同条第三号中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第五号中「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に改める。

第五十九條第一項中「第五十六條の三第一項」を「第四十四條第一項」に、「特定設備検査」を「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査（以下「容器検査等」という。）」に改め、同条第二項中「指定特定設備検査機関」を「指定容器検査機関」に、「第四十四條第一項」を「第三十五條第一項ただし書」に、「第五十六條の三第一項」を「第四十四條第一項」に、「容器検査等」を「保安検査」に、「特定設備検査」を「容器検査等」に、「第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）を「第三十五條第三項」に、「第五十六條の四第一項」を「第四十五條第一項」に、「第五十六條の四第二項」を「第五十六條の四第三項」に、「第五十六條の四第四項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、第四章の二第三節中同条を第五十八條の三十一とする。

第四章の二に次の二節を加える。

第四節 指定特定設備検査機関

（指定等）

第五十八條の三十二、第五十六條の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行うおとす者の申請により行う。

第五十八條の三十二、第五十六條の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行うおとす者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から第五十八條の三十までの規定は、指定特定設備検査機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十五第一項及び第五十八條の三十中「第三十五條第一項ただし書」とあるのは「第五十六條の三第一項」と、第五十八條の二十から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「保安検査」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第三十五條第三項」とあるのは「第五十六條の四第一項」と読み替えるものとする。

第五節 指定設備認定機関

（指定等）

第五十九條、第五十六條の七第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、同項の認定（以下「指定設備の認定」という。）を行うおとす者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から第五十八條の三十までの規定は、指定設備認定機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十五第一項及び第五十八條の三十中「第三十五條第一項ただし書」とあるのは「第五十六條の七第一項」と、第五十八條の二十から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「保安検査」とあるのは「指定設備の認定」と、同条中「第三十五條第三項」とあるのは「第五十六條の八第一項」と読み替えるものとする。

第五十九條の二「技術的な事項」についての「行なう」と「行う」に改める。

第五十九條の九第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第三十五條第一項ただし書の指定保安検査機関

事項について」を削り、同項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 指定設備の認定を行うこと。

第五十九條の二十九第三項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加える。

第五十九條の三十第一項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なう」に、「事由」を「理由」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「行なわされる」を「行わせる」に改め、「保安検査等」の下に、「指定設備の認定」を加える。

第六十條第二項中「指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関及び指定設備認定機関」に、「容器検査等又は特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に改める。

第六十三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「若しくは容器又は容器証明書」を「又は容器」に、「盗取された」を「盗まれた」に改める。

第六十五條第一項中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に、「第十九條第一項又は第二十二條第一項」を「又は第十九條第一項」に、「附する」を「付する」に改める。

第七十三條第一項第四号中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改め、同項第八号中「第二十二條第一項の許可」を「第二十二條第二項の検査」に改め、同項第十五号中「協会の下に」又は指定保安検査機関」を加え、同項第

第十七号を削り、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第五十四条第一項各号に定める措置」を「第五十四条第二項の規定による刻印等」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項に次の二号を加える。

二十一 指定設備の認定（協会又は指定設備認定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

二十二 特定設備検査合格証又は指定設備認定証の再交付（協会、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

第七十三条第二項中「特定設備検査」の下に「指定設備の認定」を加え、「第五十四条第一項各号に定める措置」を「第五十四条第二項の規定による刻印等」に、「前項第十七号」を「前項第二十二号」に、「容器又は特定設備」を「特定設備又は指定設備」に改める。

第七十四条第一項中「第十六条第一項若しくは第二十二條第一項」を「若しくは第十六条第一項」に改め、「第二十二條」の下に「第二十二條第一項」を加える。

第七十四條の二第一項第一号中「第三十一條の二第一項」の下に「第三十五條第一項ただし書」を加え、「又は第五十六條の三第一項」を「第五十六條の三第一項又は第五十六條の七第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十九條第二項」に改め、同項第五号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十九條の三十二第二項及び第五十九條第二項」に、「容器検査等若しくは特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。
第七十五條中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、「第五十六條の三第四項」の下に「第五十六條の七第二項」を加える。
第七十六條第一項中「第五十九條第二項」を「第

五十八條の三十一第二項、第五十八條の三十二第二項及び第五十九條第二項」に改める。
第七十七條中「又は指定特定設備検査機関」を「指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に改める。

第七十八條中「又は特定設備検査」を「特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。
第八十條中「五十万円」を「百万円」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八十條の二中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十八條の三十二第二項及び第五十九條第二項」に、「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十條の三及び第八十條の四中「五十万円」を「百万円」に改める。
第八十條の五中「知得した」を「知り得た」に、「五十万円」を「百万円」に改める。
第八十一條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号の二中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十二條第四項の規定による命令に違反した者

第八十一條第七号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第八号中「第四十六條第一項、第四十七條第三項」を「第四十六條第一項若しくは第二項、第四十七條第一項」に改め、「第五十六條の五第一項」の下に「（第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号及び第九号の二を削り、同条第九号の三中「第四十九條第四項」を「第四十九條第三項若しくは第四項」に改め、「刻印」の下に「若しくは標章の掲示」を加え、同号を同条第九号とする。
第八十二條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十四條の二第一項若しくは

第二項」を「第十四條の三第一項若しくは第二項」に、「第四十五條第二項、第五十六條の四第三項において準用する場合を含む。」、第四十五條の第二項、第四十六條第二項、第四十七條第四項」を「第四十五條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第二項」に、「又は第五十六條の五第二項」を「第五十六條の四第二項（第五十六條の八第三項において準用する場合を含む。）」又は第五十六條の五第二項（第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八十三條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十四條の三第二項」を「第十四條の四第二項」に改め、同条第二号中「第四十七條第一項、第五十五條（第五十六條の六において準用する場合を含む。）」を削り、「（同条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「第五十六條の六（第五十六條の九第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十三條の二中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十八條の三十二第二項及び第五十九條第二項」に、「容器検査等若しくは指定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。
第八十三條の三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、第八十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五條の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法（以下「旧法」という。）第二十二條第一項の規定による許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、改正後の高圧ガス取締法（以下「新法」という。）第二十二條第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四條の二第一項の政令で定める種類の高圧ガス（以下「特殊高圧ガス」という。）を消費している者（次項に規定する者を除く。）に関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日」の二十日前までに「とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第...号）」の施行の日から一月以内」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十四條の二第一項の届出をしてゐる特定高圧ガス消費者であつて、特殊高圧ガスを現に消費しているものに関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の四第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第...号）」の施行の日から一月以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條第一項の規定に基づき交付されている容器証明書及び当該容器証明書に係る容器については、次の各号に掲げる時までの間は、なお従前の例による。

一 当該容器についてこの法律の施行後最初に行われた容器再検査（以下単に「容器再検査」という。）に当該容器が合格した場合は、その合格の時
二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月

以内に当該容器が旧法第五十四条第二項の規定により旧法第四十四条第三項の規格に適合（以下単に「規格に適合」という。）すると認められたときは、その認められた時

三 容器再検査に当該容器が合格しなかった場合（前号に掲げる場合を除く。）は、その合格しなかった時から三月が経過した時

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九条第三項の刻印若しくは同条第四項の標章の揭示若しくは新法第五十四条第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかった場合において、三月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第七号中「第二十二條第一項の許可を受けなくて高圧ガスの輸入をしたとき又は「同法」を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

十一月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は十一月十九日）

一、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

平成三年十一月三十日印刷

平成三年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K